

船舶事故調査報告書

平成30年3月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年12月2日 08時55分ごろ
発生場所	山口県下関市蓋井島北方沖 蓋井島灯台から真方位002° 4.7海里（M）付近 （概位 北緯34° 10.6′ 東経130° 47.2′）
事故の概要	遊漁船胡百は、東南東進中、漂泊中のプレジャーボートPinorosaに衝突した。
事故調査の経過	平成29年12月11日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 胡百、6.1トン FO3-31569（漁船登録番号）、個人所有 第295-39360号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート Pinorosa、2.8トン 291-41411山口、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に擦過傷 B 前部甲板に割損及び陥没、船首部手摺りが脱落、キャビン窓ガラスに割損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5～1.0m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、蓋井島北北西方沖5M付近から釣り場を移動する目的で約12ノットの対地速力で同島北方沖を東南東進していた。 船長Aは、操舵室内でGPSプロッター及び魚群探知機の画面を注視していたところ、衝撃を感じて停船させた後、B船に衝突したことを知り、携帯電話で118番通報した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、主機をアイドリング状態とし、船首を南南西方に向けて蓋井島北方で漂泊を開始した。 船長Bは、B船の右舷船尾部で釣りを行っていたところ、西北西方からB船に向首して接近するA船が、約100m以下に近づいたものの、速力を変えずに接近を続けることに危険を感じたので、手を振って大声で叫び、また、クラッチを操作して後進にかけたが、A船がB船の右舷船首部に衝突して左舷側に乗り切ったのを認めた。
分析	A船は、東南東進中、船長Aが、GPSプロッター及び魚群探知機

	<p>の画面を見ることに意識を集中し、見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、接近するA船に対し、注意を喚起するとともに、後進にかけて避けようとしたものの、A船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、東南東進中、船長Aが見張りを行っていなかったため、前路で漂泊中のB船に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の状況及び他の船舶との衝突のおそれについて十分に判断することができるよう、視覚、聴覚及びその時の状況に適した他の全ての手段により、常時適切な見張りを行うこと。